5

モンゴル=ロシア合弁会社設立政府間協定

4

ライセンス再登録の要求

6

ロシア側からの敵対的買収

モンアトム=カーン・カナダ間了解覚書

3 2 1

ライセンスの停止

9 8 7

11 10

カナダ・オンタリオ州高裁と控訴裁への提訴 モンゴル=ロシア合弁会社設立契約書 モンゴル行政裁判所への提訴 了解覚書をめぐる紛争

(以上、九十二卷五号)

仲裁裁判

料

「間接収用」に対する仲裁判断

カーン・カナダ社対モンゴル政府事件(二・完)

井 雅

夫

2 収用的かつ不法な待遇 1

ロシア政府の関与

はじめに

摩擦・紛争の経緯

旧モンゴル=ソビエト間秘密協定

国際合弁会社CAUCの設立

プロジェクトの概要

4

3 準拠法 申立人・被申立人とプロジェクト

申立人の主張の法的根拠

6 5

争点

8 7 対人管轄権に関する争点 収用と同等の政府行為

事物管轄権に関する争点

9

エネルギー憲章条約における利益否定条項

不法収用の申立て

収用申立ての実質手続的側面

エネルギー憲章条約におけるアンブレラ条項

15 14 13 12 11 10 最終判断

16 パリ控訴院への申立て

櫻

29

損害額

17 最終支払と関係企業売却

7

(以上、本号)

三 仲裁裁判

1 ロシア政府の関与

府が関与している可能性が高い。 のドルノド・ウラン事件では、同じモンゴルで生じた で入れ国たるモンゴル政府にとどまらず第三国のロシア政 で入れ国たるモンゴル政府にとどまらず第三国のロシア政 で入れ国たるモンゴル政府にとどまらず第三国のロシア政 でのドルノド・ウラン事件では、同じモンゴルで生じた

(6) オユ・トルゴイ・プロジェクトに関しては、注48およ

(3) Under the Arbitration Rules of the UNCITRAL in the Proceeding between Sergei Paushok, CJSC Golden East Company, CJSC Vostokneftegaz Company (Claimants) and the Government of Mongolia

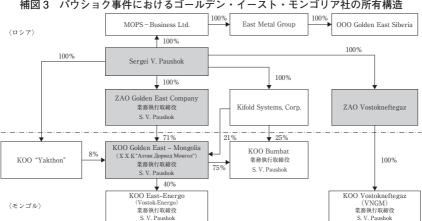
seq

Respondent). Award on Jurisdiction and Liability. April 28, 2011.

有構造は、補図3のとおりである。(パウショク事件におけるゴールデン・イースト社ので

T標準と矛盾しないとした。 シア=モンゴル二国間投資協定 二〇一一年四月に下された仲裁判断で、仲裁廷は、WP するとし、二○○七年一一月、外国投資家側がUNCⅠ Tと外国人の雇用制限を超えた場合の課徴金の賦課がロ TRAL仲裁規則に基づく仲裁に付託したものである。 法的保護と公正・衡平待遇(FET)付与の規定に違反 おける事業を破壊し、収用を構成し、 までの外国人雇用制限、その他関連諸措置がモンゴルに PT徴収と二○○六年鉱物資源法による一○パーセント Profit Tax Act.WPT法)に基づく六八パーセントのW 争ったものである、ウィンドフォール利潤税法 この事件は、ロシア政府が介入したというものではな ロシア人自身が自己の鉱業プロジェクトに関して (BIT) に定めるFE 国際法上の十分な (Windfall

所収。本稿注9のうち、Bayar Scharaw, op.cit., p.121 et 詳しくは、櫻井雅夫「ゴールデン・イースト・プロ詳しくは、櫻井雅夫「ゴールデン・イースト・プロ



補図3 パウショク事件におけるゴールデン・イースト・モンゴリア社の所有構造

注:濃い図形で示すパウショク氏とゴールデン・イースト社とヴォストークネフテガス社の三者が仲裁裁判の 申立人。"ZAO" はロシア会社法上の非公開ジョイント・ストック・カンパニーで 2014 年に廃止され "PAO" に移行、モンゴル会社法上の"XK"(株式会社)に相当する。"KOO"はロシア法上の有限責任会社、モンゴ ル法上の"XXK"に相当する。

> その損失及び損害に対する補償を求めて、 待遇」(expropriatory and unlawful treatment)

収

用

的

か

つ違法な

取 そ 明

関とするアドホ

ッ

ク

(n)

仲裁廷に付託

Ļ

UNCITR

本協定第一二条二項に基づ

11

て、

常設仲裁裁判所を登

録

機

合弁会社設立

基

と判断

L

一仲裁規則」

による仲裁判断を求めることになった。(66)

出所: UNCITRAL 仲裁規則に基づく管轄権判断より筆者作成。

64 注8参照

65

Treaty-based Investor-State Arbitration. adopted in 2013); UNCITRAL Rules Arbitration Arbitration Rules UNCITRAL Arbitration Rules (with (as revised in new article Rules 1976; UNCITRAL on Transparency 2010); UNCITRAL ۲ paragraph 次のURLを参 Η 31

こで、二〇一一年 であり、 続したままであること、 的救済措置を講じる義務がある。 る64モ 2 これまでのカーン側 モンゴル政府のこれまでの行為を ゴル政府の したがって、 収用的かつ不法 さらに賠償 行為は 外国 月、 額 な待 不法な の主張 0 投資家に対 カー 客観 モン ン 的 ゴ が し 側は、 基 ル Ī. 準 Ŏ 政 しては投資受入れ しかしながら、 L びよる収用」 が 府 いものであるとすれ 0) モンゴル側を相手 不明確であ

泛反論

0

詳

細

8

ᅎ

0

事

子業は

13

該当

玉

が

法

版)」『専修ロージャーナル』(専修大学大学院法務研究

澤曻治「UNCITRAL-2013-English.pdf〉(アクセス―175/2016/01/UNCITRAL-2013-English.pdf〉(アクセス―二〇一八年一二月); 二〇一〇年改正仲裁規則の邦訳は、矢

66) 注9参照。

3 申立人・被申立人とプロジェクト (gr)

申立人

参照) 参照)

投参照) 段参照)

CAUCホールディング社(CAUC Holding Company Ltd.)(図2左中段参照)

[被申立人]

・モンゴル政府

モンアトム社(MonAtom LLC)

||仲裁人

・ベーナー・ハノシアーオ(Dr. Bernard R. Hanotiau)

・イヴ・フォルティエ(The Hon. L. Yves Fortier, PC

CC, OQ, QC)

デーヴィッド・ウイリアムズ(Sir Professor David A. R. Williams, QC)

[プロジェクト]

CAUCは、二つの鉱床に関わる採掘ライセンス(ライセンス九二八二X)でカバーされること

がは、後にカーン・モンゴリア社が取得し、別個の鉱業

がは、後にカーン・モンゴリア社が取得し、別個の鉱業

がは、後にカーン・エンゴリア社が取得し、別個の鉱業

がは、後にカーン・エンゴリア社が取得し、別個の鉱業

がは、後にカーン・エンゴリア社が取得し、別個の鉱業

がと手

[補償請求額]

三億五八〇〇万ドル

(67) 注9のうち、PCA Case No.2011-09.

(68) ハノシアーオ博士は、一九四七年ベルギー生まれ。ルーヴェン・カトリック大学卒。同大名誉教授、専攻―| 世裁裁判は五○○超。二○一一年、Law Business Research 社 Global Arbitration Review でアービトレーターオブザイヤー。二○一六年、同社 Who's Who Legal でロイヤーイヤー。二○一六年、同社 Who's Who Legal でロイヤー

判所長官。

称号一ナイト

オブザイヤー。

判官、 仲 世界有数の仲裁人。「ドルノド・ウラン・プロジェクト る カナダ政府安全保障検討委員会委員。常設仲裁裁判所裁 女王カナダ枢密顧問官、カナダ最高位勲章、 ル大学卒。専攻 :裁判断で引用する「ユーコス事件」でも仲裁人を務め フォルティエ大使は、一九三五年カナダ生まれ。 (本稿三・10および注93参照)。 カナダ弁護士会長。ロンドン国際仲裁裁判所長。 ―国際公法。カナダ国連大使、イギリス 州勲章受章 マギ

<u>∃</u> ⊙° ま ニュージーランド高等裁判所裁判官、 オーストラリア、イギリス)。担当した国際仲裁裁判は一 国 ロー・スクール卒。オークランド大学名誉教授。 れ 際仲裁法。弁護士(バリスター。ニュージーランド ウィリアムズ教授は、一九四六年ニュージーランド生 オークランド・ロー・スクール、ハーバード イギリス女王ニュージーラ ンド クック諸島控訴裁 枢密顧 専攻 問官、

> であって、 0 ル法を契約の実体規定に適用すべきものと確認している 申立人が援用する合弁会社設立基本協定第一二条はモンゴ が申立人の主張である。 仲裁取決めには適用すべきものではないという

ことは可能である。 合意した。 最終的には、両当事者がフランス法を準拠法とすることで パリすなわちフランスの法によって規律されることになる。 右一二条では確認できないので、 他の契約条件を規律する法とは別の法によって規律される 仲裁条項は、 他の契約条件からは独立したものであ 仲裁取決めの準拠法は、 仲裁取決めは仲裁地たる 仲裁条項たる ŋ

がって、 用するものとすると定める (第三五条一項前段)。 当事者が紛争の実質に適用すべき法として指定した法を適 成立したものとすると定められている て表示したときは、法律行為はその具体的な行為によって 表示した意思を受諾することを自己の具体的な行為によっ 前段)。さらに、UNCITRAL仲裁規則も、 題はない モンゴル民法典では、一方の当事者が、 仲裁の準拠法がフランス法になったことに特段 (第四三条三項三号 他方の当事者が 仲裁廷は した

4 準拠法

被申立人たるモンゴル政府側がモンゴル法を主張した。被 1 両当事者は、 ·グの常設仲裁裁判所を登録機関として選択した。 (®)(?0) 拠法につい 仲裁地をフランスのパリとし、 ては、 申立人たるカーン側がフランス法、 オランダの

間

(9) 注9のうち、PCA Case No.2011-09. Decision on

Jurisdiction, para.9.

(二〇一四年二月)所収。 二八号(二〇一四年二月)所収。 二八号(二〇一四年二月)所収。 二八号(二〇一四年二月)所収。 二八号(二〇一四年二月)所収。 二八号(二〇一四年二月)所収。 二八号(二〇一四年二月)所収。

(71) 注 9 のうち、PC.

刊) 注 9 の う ち、PCA Case No.2011-09. Decision on Jurisdiction, para.101; Claimants' Rejoinder, paras.63-66.

(72) *Ibid*.

73) 注57に記した民法典の政府非公式英語版には、第四三た法文が三項に該当するようにもみえる。

登録に関してNEAからの確認を俟つことになった。七Aと九二八二Xもこの対象となり、いずれもNEL

二〇一〇年三月、NEAは、

以前に確認されているい

ライセンスを無効とし、その年後半に当該仲裁申立人に対することとなる。その結果、同同年四月、NEAは二つの理由で、ドルノド・ウラン・プロジェクトのサイトを調査つかのモンゴル法違反とさらなる違反の整理を怠ったとの

して仲裁を開始。カーン・カナダ社とCAUCホールディこれに対し、申立人は、二〇一一年に関係諸法令に依拠して再登録を認めない旨宣告した。

資法を含むモンゴル法および慣習国際法の下でのモンゴルし、ライセンスの停止と無効化が、設立基本協定、外国投ング社は、前出のCAUC設立基本協定の仲裁条項を援用

レラ条項(義務遵守条項。本稿三・6)の運用を通じる同資法に違反することにより、エネルギー憲章条約のアンブ主張した。カーン・オランダ社は、モンゴル側が、外国投政府の義務に違反する不法な収用を構成するものであると

条約だけに依拠することとした。

条約の下での約束も破棄したと主張して、

エネルギー憲章

5 争占

として、先述のNELに基づいてNEAを設立する。二○○九年、モンゴルは、原子力エネルギー改革の一環

ウラン探査・採掘ライセンスを停止。前記ライセンス二三同年一○月、NEAは命令第一四一号を発し、一四九の

0)

6 申立人の主張の法的根拠

主張する法的根拠を以下に示す。 カーン側がモンゴル政府の扱いを収用かつ不法であると

[エネルギー憲章条約]

れ国たるモンゴルが共にエネルギー憲章条約の締約国 カーン・オランダの投資母国たるオランダと投資受入

わち、 同条約第一○条が、投資の保護を規定している。すな 「締約国は、この条約に従い、 一項は次のように規定する。 自 国 の地域内におい

ŋ 衡平な、 投資財産は、いかなる場合にも、 をいかなる意味においても阻害してはならない。この るものとし、締約国は、不当な又は差別的な措置によ また、この投資財産は、 常に公正かつ衡平な待遇を与えるという約束を含む。 の条件には、他の締約国の投資家の投資財産に対し、 て他の締約国の投資家が投資を行うための安定した、 この投資財産の経営、維持、 良好なかつ透明性のある条件を醸成する。こ 不断の保護及び保障を享受す 使用、享受及び処分 国際法が要求する待

の義務を遵守する。

家又は他の締約国の投資家の投資財産との間の契約上

さらに、七項は次のように規定する。

締約国は、

自国の地域における他の締約国

の投資

享受又は処分)に対して与える待遇のうち最も有利な 連する活動 対し、当該締約国が自国の投資家又は他の締約国若し 当該投資財産の経営、 くは第三国の投資家の投資財産及び当該投資財産に関 家の投資財産及び当該投資財産に関連する活動 (特に、当該投資財産の経営、 維持、 使用、享受又は処分)に 維持、 (特に、 使用、

ものよりも不利でないものを与える。」

さらに、一二項は次のように規定する。

利の行使のための効果的な手段を定めることを確保す の許可に関し、自国の国内法令が請求権の主張及び権 「締約国は、投資財産、投資に関する合意及び投資

る。 同条約第一三条一項が、「締約国の投資家の他の締約 一の地域における投資財産は、

国有化され、

収用され、

又は国有化若しくは収用と同等の効果を有する措 規定している。 (以下「収用」という。)の対象としてはならない」と

遇

ない待遇を与えられる。締約国は、他の締約国の投資

(条約上の義務によるものを含む。) よりも不利で

同 所有している場合を含む。)ものを収用することを含 0) ける企業又は会社の資産であって他の締約国の投資家 投資財産を含む 条三項は、「収用には、締約国が、 (当該他の締約国の投資家が株式を 自国 の地域にお

L」という。) 際連合国際商取引法委員会(以下「UNCITR て解決されない場合には、 解決メカニズムについて規定し、友好的な解決に従 同条約第二六条が、投資家と投資受入れ国との紛争の むことが確認される」と規定している。 の仲裁人又は仲裁裁判所」 の仲裁規則に基づいて設置される単独 に付託することもできるこ 同条四項bに従って、「国

[モンゴル外国投資法]

とになっている。

とを目的として外国投資家によって投資されるあらゆ し又はモンゴルの既存の事業体と共同して操業するこ 内に外国投資法を以て事業体を設立することを目的と 外国投資法第三条一項は、 る種類の有体財産及び無体財産」としている。 外国投資を「モンゴル領域

玉 同第二項は、外国投資家を「モンゴルに投資を行う外 外国市民若しくは無国籍者又は永久的に海外に居住 「の法人又は個人 (モンゴルに永久的に居住していな

> 第五条は、外国投資のタイプを「⑴自由に兌換可能な しているモンゴル市民)」としている。

動産及び不動産並びに所有権、 通貨及び投資によって稼得したトグログの再投資、 及び(3)知的財産権及び (2)

第六条は外国投資の形態として「4)天然資源を開発し 工業所有権」と定めている。

(5)マーケティング及びマネジメントのための契約を締 ション及び生産物分与契約を取得することによるもの、 及び加工するために、法令に基づく権利、

コンセッ

第七条は、「外国投資家は、モンゴルの法令に従っ 結することによるもの」と定めている。 の株式又はその他証券をも購入することができる」と モンゴルの領域において操業するいかなる事業構成体

7

定めている。

ない」とし、三項は「外国投資家の投資は、公共目的 法、 第八条一項は「モンゴルの領域にある外国投資は、 よって保証される法的保護を享受する」とし、二項は て保証され並びにモンゴルが当事国である国際条約に 「モンゴルの領域にある外国投資は、不法に収用され 法律及びそれらの法に整合するその他立法によっ 憲

のため若しくは公益のためにのみ及び無差別ベースに

決定され(中略)かかる補償は、遅滞なく支払われば額は収用時又は収用公告時の収用資産の額によってに従う場合にのみ収用される」とし、四項は「モンゴに従う場合にのみ収用される」とし、四項は「モンゴ

3

基づき及び十分な補償の支払に基づき法の正当な手続

2

定めている。 与えられる待遇よりも不利でない待遇を付与する」と与えられる待遇よりも不利でない待遇を付与する」とが有、使用及び処分に関してモンゴル投資家に対して、投資の一第九条は「モンゴルは、外国投資家に対して、投資の

る」と定める。

―第二五条は「外国投資及び外資系事業体の操業に関すー第二五条は「外国投資及び外資系事業体とモンゴル投資家との間及び外国投資ルの裁判所によって、又は当事者間の取決めによってルの裁判所によって、又は当事者間の取決めによって解決される」と定めている。

[モンゴル憲法]

第五条は、次のように定める。

「1 モンゴルは、さまざまな形態の財産に基づき、世界

済を有する。経済発展の普遍的な動向と国家の特性の双方に応える経

国家は、憲法(中略)を基礎としてのみ所有者の権利め、並びに法により所有者の権利を保護するものとする。国家は、公有及び私有双方のあらゆる形態の財産を認

第六条は、次のように定める。を制限することができる。」

ような方法で利用されている場合にそれを没収する権利保護の利益又は国家安全保障に対して逆効果をもたらす償を以て交換し若しくは収用し、又は住民の健康、環境土地所有者を制止し、特別な公共の必要性に基づいて補「国家は、土地を利用する方法に関して責任を有する

モンゴルの市民は、次の権利及び自由を享受する。を有する。

((1)、(2) 省略)

性に基づいて私有財産を収用するときは、正当な補償用は禁じられる。国家及びその団体が専ら公共の必要続に対する権利。市民の私有財産の不法な没収及び徴続に対する権利。市民の私有財産の不法な没収及び徴

義務を信託されている。モンゴル法によれば、合弁会社のナーたる前出CAUCホールディング社に対して負うべきモンゴル政府はモンゴル法の下で合弁会社とそのパート

の支払をもって行うものとする。」

府は、善意によって行為をなし、CAUCの最良の利益のカーン側の主張によれば、被申立人すなわちモンゴル政パートナーは他のパートナーに対する信託者である。

徴収(requisition)又は没収の対象としないと規定していために行為をなすという義務を負っているが、モンゴル政府は、この義務に違反したことになる。

する。

[モンゴル会社法]

会社法第八一条二項によれば、会社の「統治者」 会社の利益のために行為をなさなければならない」。同条 会社の利益のために行為をなさなければならない」。同条 (有限責任会社) の場合には、単独で又は関連する者と共 (有限責任会社) の場合には、単独で又は関連する者と共 に会社の普通持分の二〇パーセント又はそれ以上を保有す る出資者(持分権者)は、会社の統治者として責を負うも る出で、行う。

Cホールディング社に対して、違反から生じた損害に対し治者に該当する。したがって、もう一人の持分権者CAUセントの持分権者(社員)であるから、右会社法にいう統モンゴルとロシアの二社はそれぞれCAUCの二一パー

て責を負うことになる。

[モンゴル民法典]

第一三条は、次のように定める。

られた権利及び義務を誠実に行使し及び履行するものと「1 民事上の法律関係の関与者は、法令又は契約に定め

自己の意志で行使することができる。 ず又は直接に規定されていないかなる権利及び義務も、2 民事上の法律関係の関与者は、法令によって禁止され

き受けることを禁じられる。」
は義務を履行する間は、市場関係を制限し及び正当な優位を不法に利用して他の関与者に損害を与える行動を引位を不法に利用して他の関与者は、自己の権利を享受し又

する権利を有するものとする」と定めている。 お一○一条一項は、「所有者は、自己の裁量で所有物を保護 がられた限度内で、いかなる侵害からも当該所有物を保証され た他の当事者の権利を損なうことなく及び法令によって定 がられた限度内で、いかなる侵害からも当該所有物を保証され は、「所有者は、自己の裁量で所有物を

民法典第四九七条一項は「故意に又は不注意な行為(不づいてのみ制限されるものとする」と定めている。第一〇三条は、一所有権は、法令で特定された根拠に基

(74) 注54参照

- (75) 注12参照。
- (76) 民法典の政府非公式英語版では、規律対象を"legal person" 間の関係としている(第一条)。ここでいう"legal person"には、市民、法人(juridical/legal persons)、法人格なき社団等(organizations without legal status)を包括すると規定している(第七条7・1)。しかしながら、包括すると規定している(第七条7・1)。しかしながら、

所有権の規定には "individual and legal person"(第一○

○条)という表現がある。

これだと、個人は "legal person" から区別されているこ単位 (organizational unit) をいう」と定義している。こ単位 (organizational unit) をいう」と定義している。これだと、個人は少なくとも登記を要する組織体ではないれだと、個人は少なくとも登記を要する組織体ではないれだと、個人は "legal person" から区別されていることになる。

7 収用と同等の政府行為

為で法的義務に違反したものは次のとおりである。カーン側の主張によれば、モンゴル政府の行為又は不作

NELの規定を根拠に、CAUCとカーン・モンゴリ

-二○○九年の再登録申請に対して、同法に基づくライア社が所有する権益を無償で徴収(taking)したこと、

センスの再登録を拒否したこと、

法に違反したと主張したこと、及び

根拠のない公的ステートメントでカーン側がモンゴ

傷つける行為を繰り返したこと。一モンゴルと国外におけるカーン側の信頼度を意図的に

償も支払われない。 正当な手続によるものではなく、迅速な十分な実効的な補決して公共目的によるものではなく、差別的であり、法の決して公共目的によるものではなく、差別的であり、法の

遇と十分な保護を与えるという約束を履行していない。ゴル政府はカーン側とその投資に対して公正かつ衡平な待で透明な条件の奨励と創出とは正反対のものであり、モンやモンゴル向けの外国投資家に対する安定的で衡平で有利さらに、こうした行為や不作為は、エネルギー憲章条約さらに、こうした行為や不作為は、エネルギー憲章条約

以上、カーン側は、

エネルギー憲章条約・外国投資法

なモンゴル政府の行為は、無償の国有化と同等の措置に相 憲法・民商法・合弁契約に違反するこの恣意的かつ差別的

当すると主張したのである。

8 対人管轄権に関する争点 管轄権に関して二〇一二年七月二五日、モン

personae)の争点について、次のような判断を示した。

側が提起した対人管轄権 (jurisdiction ratione

ル

仲裁廷は、

申立人は、「ダウ・ケミカル仲裁判断」と、いわゆる「企 る利害関係者(party in interest)」であったと申し立てる。(行) は誤りであり、モンゴル法はそのいずれをも認めないと反 た。これに対し、被申立人は、右の仲裁判断と法理の援用 Group of companies doctrine)を援用して適格性を主張し 業グループ法理」(Doctrine de groupe de sociétés/ ジェクト全体の調整と財務に関する一義的な責任」を有す [非署名者の当事者適格(standing)] 申立人は、カーン・カナダが「ドルノド・ウラン・プロ

拠を示さなかった。(80)

とするわけにはいかないが、仲裁廷は、カーン・カナダ社 ることを認めた。(81) 者すべてに「共通の意図」(common intention)が存在す 当該協定の当事者として行動していたと判断し、 がその時点ではCAUCホールディング社の義務を履行し、 の事実だけではカーン・カナダ社を設立基本協定の当事者 CAUCにおける究極の支配社員(出資者)になった。こ ミューダ社を通じて)WMマイニング社の持分を取得し、 二〇〇三年七月、 カーン・カナダ社は (カーン・ 申立人三

定の「実質的な当事者」になりうると判示した。 あるならば、非署名者たるカーン・カナダ社も設立基本協 あることが署名当事者、非署名当事者双方の共通の意図で に留意はするものの、「実質的な当事者」 (real party) で 仲裁廷は、カナダ側の対応者が署名者ではなかったこと

[モンゴル政府の当事者適格

きではないと主張した。申立人は、モンアトム社はモンゴ すなわちモンゴル政府が同協定の仲裁条項に拘束されるべ ル政府とは別個の構成体であるとすれば、当事者でない者 るモンアトム社のみが唯一の被申立構成体であり、モンゴ モンゴル側はさらに、設立基本協定の署名の後継者であ

立てる。

て裁判所が直接的に対人管轄権を認めることに異議を申し 署名者ではなかったという点のみでカーン・カナダに対し 論。そして、カーン・カナダがCAUC社設立基本協定の(空)

言いかえれば、被申立人は実質的な内容の反対根

家を拘束しないというのである。 (S) 明した。国家所有の独立構成体が署名した仲裁取決めは国明した。国家所有の独立構成体が署名した仲裁取決めは国(S)

申立人は、会社定款と会社法がモンアトム社の独立性を申立人は、会社定款と会社法第九条三項が、「社員(出資者会社の持分に対する投資額の範囲でのみ損失のリスクを負会社の持分に対する投資額の範囲でのみ損失のリスクを負害のとする」と定め、定款も「当社は一〇〇パーセント国家所有の有限責任会社であるが、モンアトム社はモンゴル政府に代わって義務を履行し事業活動に従事するというル政府に代わって義務を履行し事業活動に従事するという力政府に代わって義務を履行し事業活動に従事するという力及び義務を享受する権限を有し、並びに別個の自己資産を有するものとする」と定めていると主張する。

このほか、申立人は、国際法委員会(ILC)の「国際違法行為に対する国家責任に関する条文草案」(Draft Articles on State Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts)は、慣習国際法として広く認められたものではあるが、この紛争には適用されないく認められたものではあるが、この紛争には適用されないと記載した。

ンアトム社に譲渡したことは無効であること。以上に対し、(9) 使することとなった。 が設立基本協定に基づいてモンゴル政府に対人管轄権を行 利用料納付を軽減することを約していると判示し、 主権国家のみが実施する義務すなわちCAUCの天然資源 有する事業体であり、 CAUCの株主の一人であるモンアトム社は、 仲裁廷は、申立人の専門家証人が作成した証言に基づい ならば、二〇〇九年にCAUCにおけるSPCの持分をモ ンアトム社が本当にモンゴル政府から独立した存在である ゴル政府の命令を受けて行為をなしていること、及び三 Government Property of Mongolia, 1996)に従ってモン 地方政 有財産を任されている構成体として、「モンゴルの国 モンゴル政府の代表者であること、□モンアトム社は、 □モンアトム社は、設立基本協定のなかで特定の文脈では 主張する。申立人は、 在ではなく、 11 るとおり、モンアトム社はモンゴル政府から独立した存 これに対して、 府の財産に関する法」(Law on State and Local 設立基本協定では国の代表者となっていると 申立人は、 特に次の三点を主張する。すなわち、 モンゴル政府の代表として行動し、 専門家証人報告で確認され 国が全額 仲裁 及び

(だ) 独ののかが、PCA Case No.2011-09. Award on the Merits. paras.104-111; The Claimants' Counter-memorial on Jurisdiction. 3 February 2012, para.192; Respondents' Rejoinder on the Merits and Quantum dated 4 October 2013, paras.60, 81.

(78) 注 9 のうち、PCA Case No.2011-09. Decision on Jurisdiction, paras. 94-95,331.

しながら、 間 連の企業であって、 又はそれ以上の企業を署名者に広げることを可能として ケースとなった。事件の仲裁地はフランスであった。フ の事件は「企業グループ法理」に関するリーディング・ ンゴバン」いわゆる「ダウ・ケミカル事件」である。 事件は「ダウ・ケミカル・フランス対イゾヴェール・サ を拒否している。 いたわけではない。例えば、スイスではこの法理の容認 いる。ここでいう企業グループとは、法的に独立した一 である場合には、 ランスでは、仲裁取決めの署名者が企業グループの一部 !接の絶対的支配にすべて従うもののことである。 「企業グループ法理」が仲裁取決めに適用され フランスのような考え方が世界で認められて 当該仲裁取決めの適用を同一集団の一 以下にこの事件の概要を記す。 単一のリーダーシップの直接ないし た最初 0

・ダウ・ケミカル・カンパニー(アメリカ)

・ダウ・ケミカルAG(スイス)

・ダウ・ケミカル・ヨーロッパSA(スイス)

被申立人

・イゾヴェール・サンゴバン(フランス)

[事実]

事実関係は、補図4のとおりである。

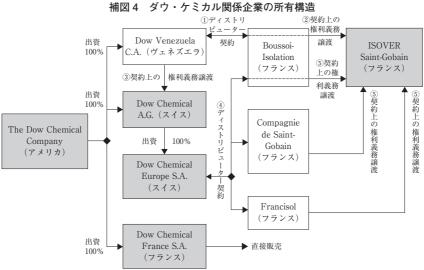
Chemical Company)は、直接・間接に全額出資のダウ・アメリカ法人のダウ・ケミカル・カンパニー(Dow

chemical Europe. スイス)、ダウ・ケミカル・フランスのminal Europe. スイス)、ダウ・ケミカルAG(Dow Chemical A.G. スヴェネスエラ(Dow Chemical Europe. スイス)、ダウ・ケミカル・ヨーロッパSA(Dow Chemical Europe. スイス)、ダウ・ケミカル・フランス

(Dow France S.A.) を所有している。

Gobain)に譲渡した。 Gobain)に譲渡した。 Gobain)に譲渡した。 Gobain)に譲渡した。 でおける断熱材のディストリビューションに関する同社における断熱材のディストリビューションに関する同社における断熱材のディストリビューションに関する同社における断熱材のディストリビューションに関するに対している。 の権利義務をイゾヴェール・サンゴバン(ISOVER Saintの権利義務をイゾヴェール・サンゴバン(ISOVER Saintの権利義を締

ダウ・ケミカル・カンパニーの子会社ダウ・ケミカルA(その後、ダウ・ヴェネスエラ自体がアメリカの親会社



と規定してい

た。 ル は

ダ 11

ゥ ず

ケミカ

ル

フラン が

スが当該契約

ŀ

ゥ デ

ケ バ

3 IJ

カ ĺ

0) ダウ・

n

か

0)

子会社

行うことが

できる

ij

ケミカ

ル

フランスまたはそ

0)

他

争はすべてフランス法に従い、

I C C

(国際商業会議所

九六五年と六八年の

契約

書に

は、

契

約

から

生じる紛

·仲裁条項に従って解決されると定められてい

出所:ICC 仲裁規則に基づく仲裁判断その他資料より筆者作成。

は、 は の裁判所に カ の予定するデ 〈Roofmate. 断熱材〉 ル 事 ウウ・ フランスに 実である に織 グ ケミ ル 提起されていた)。 ŋ 1 プの ij 込 カ $\widehat{\mathcal{Z}}$ まれ お ル バ れける 企業を相手どっ AGとダ IJ 0) に対する苦情 ĺ 7 間 業者を有効 ル る 産 ゥ 1 仲 品 フ 裁 ケ 0) メ 条 É なも 1 項 た訴訟が数件フランス に関して、 カ 1 K 9 0 基 ル 0) ル づ としてい 使 1 13 \exists 用 ダウ・ 1 フ て から П X 申 たこと ッ イ

ンゴバンに譲渡した。 産品等の シオンを含む (Dow Chemical 13 その後 ケミカル 契約 ディ 0 同 権 ス 他 Α 利 義務 社 1 の三社との Gの子会社 Europe. は契 ij ビュ を譲 約 スイ 0 1 渡 ダウウ 権 シ 間 L 3 で、 Ż た。 利 義 ン K 務 フ は、 ケ 次 ラン 関 3 をイゾ 11 でする ブ 力 で スに ッ ル 契 ヴ ソ 九 約 日 天 エ お ワ を 1 け 1 八 締 イ 年、 ル る 口 結 同 サ ラ パ

G

生 <u>V</u> パ

0

る損害に対して責を負うの

ば

被申立人すなわちイゾ

た。 ル・サンゴバンのみであると主張して仲裁手続を開始し

ウ・ヨーロッパの当事者適格に対して異議を申し立てた。 ケミカル・フランスが主張した申立に対する管轄権とダ イゾヴェールは、 ダウ・ケミカル・カンパニーとダウ・

び執行に関する条約」〈ニューヨーク条約〉の起草者)。 ムステルダム控訴裁判所副所長。「外国仲裁判断の承認及 長はピーテル・サンダース〈Pieter Sanders〉教授。 両社に適用可能であると裁定した(参考までに、 ても当該契約の当事者であり、したがって、仲裁条項は ケミカル・カンパニーはたとえ契約書に署名していなく る他の企業をも拘束するとし、ダウ・フランスとダウ ループの一つが合意した仲裁条項は企業グループに属す 済実体 仲裁廷は、 (une réalité économique unique) を有し、企業グ 関わり合いをもつすべての企業が同一 仲裁廷

la cour d'appel dans le ressort de laquelle la sentence a de Paris)においてこの仲裁廷の判断を争った。フランス えは仲裁判断を下した管轄地の控訴裁判所に申し立てる 民事訴訟法第一五一九条一項では、 これに対し、 のとする (Le recours en annulation est porté devant 被申立人は、 パ リ控訴院 仲裁判断取消しの訴 (Cour d'appel

控訴

共通の意図というものがあることを考慮し、 断を支持した しながら、控訴裁判所は、 ダウ・ケミカル・ (法令は本稿注14) 仲裁廷の グループに

été rendue) と定めている

Sweet & Maxwell, 2004. pp.148-150; Serge Gravel and du droit international (Clunet); Yearbook of Commercial 37, No. 2, Patricia Peterson, "French Law and Arbitration Clauses -Redfern and Martin Hunter, Law and Practice of International Arbitration: Cases and Materials. New International Arbitration Law Reports, 1963-2007. New Arbitration, Vol.110, 1984. p.131 et seq.; French Arbitration, No.131, 1982, pp.131-38 reprinted in Journal Chamber, 21 October 1983; International Commercial Paris Court of Appeal (Cour d'appel de Paris), First September 1983); ICC 4532, Rev.Arb. 1984, at 137 et seq. France et al v. ISOVERSaint Gobain (France) Case No. 6519 Final Award." McGill Law Journal, Vol Distinguishing Scope from Validity: Comment on ICC International Commercial Arbitration. 4th ed. London: York: Wolters Kluwer Law & Business, 2015; Alan York: JurisNet LLC, 2014. p.75 et seq.; Gary B. Born ICC 4131/1982 (Interim Award) in Dow Chemical 1992. pp.516-536. 次のURLも参照。〈https://

参照)。

seq/〉(アクセス一二〇一八年一二月) org/204532/_/icc-award-no-4532-revdarb-1984-at-137-etat-131-et-seq-/〉およぢ〈https://www.trans-lex www.trans-lex.org/204131/_/icc-award-no-4131-yca-1984

- Jurisdiction, para.94. 注 9 のうち、PCA Case No.2011-09. Decision on
- Transcript 111:20-112:11. Award on the Merits. para.112 注 9 の う や、Rejoinder, paras. 78, 80.; Hearing
- Jurisdiction. paras.341, 342 Jurisdiction. para.333. 注 9 のうち、PCA Case No.2011-09. Decision on 注9のうち、PCA Case No.2011-09. Decision or
- 83 Bolivarian Republic of Venezuela(ヴェネズエラ・ボリー PCA Case No.2011-17) State of Bolivia(ボリーヴィア多民族国)(UNCITRAI America, Inc. and Rurelec PLC v. The Plurinational Republic (ICSID Case No.ARB/09/1), Guaracachi Autobuses Urbanos del Sur S.A. v. The Argentine Teinver S.A., Transportes de Cercanías S.A. and おょび Gold Reserve Inc. v.
- 他方、Pošštová banka, a.s. and ISTROKAPITAL SE v.

87

86

事者適格は認められている

立人が間接的な株主である事案であったが、申立人の当 ヴァル共和国)(ICSID Case No.ARB(AF)/09/1) は、申

> 生・糸賀法律事務所、二〇一七年。七ページ。 投資仲裁判断例の分析に関する調査(報告書)』東京、 があると指摘している。以上は、『公表されている主要な Case No.ARB/01/3) は、当該会社と遠いつながりしかな Ponderosa Assets, L.P. v. Argentine Republic (ICSID い請求については、カットオフポイントを設定する必要 and Ponderosa Assets, L.P. v. Enron Cor poration and 債を投資財産として申立人適格を主張したが認められな 接投資を行っていたという事実関係の下で、申立人が国 においては、申立人の一社が子会社を経由して国債に間 かった。会社の間接保有についても、Enron Corporation Hellenic Republic(ギリシャ)(ICSID Case No.ARB/13/8)

- 84 Jurisdiction. para. 113; The Respondents' Memorial on Jurisdiction, 3 December 2011, paras.48, 53 注9のうち、PCA Case No.2011-09. Decision on
- 2012, para.94. Respondents' Reply Memorial on Jurisdiction, 14 March Jurisdiction, 3 December 2011, paras.49, 54; The Jurisdiction. para.113; The Respondents' Memorial on 注9のうち、PCA Case No.2011-09. Decision on
- Jurisdiction. para.113; Hearing Transcript 42:19-21 注りのうち、 PCA Case No.2011-09.
- 注9のうち、PCA Case No.2011-09. Decision on

Jurisdiction. para. 114; The Respondents' Memorial on Jurisdiction, 3 December 2011, para.51; The Respondents' Reply Memorial on Jurisdiction, 14 March 2012, para.98. 8) 注9ののかが、PCA Case No.2011-09. The Respond-

(級) は9のかか、PCA Case No.2011-09. The Respondents' Memorial on Jurisdiction, 3 December 2011, paras. 67-79; Decision on Jurisdiction. para.123.

(窓) 独のらかが PCA Case No.2011-09. Decision on Jurisdiction. para.124: Expert Report on Mongolian Law, by Tsogt Natsagdori, 24 January 2012. The Claimants' Counter-memorial on Jurisdiction, 3 February 2012, paras.193-194: The Claimants' Rejoinder on Jurisdiction, 23 April 2012, para.83.

(剱) 注 9 の かか、PCA Case No.2011-09. Decision on Jurisdiction. paras.125-147; Counter-memorial on Jurisdiction, 3 February 2012, para.196.

まで終わっていると主張した。

これに対し、カナダ側は、被申立人の主張が「非論理的」であり、かつ「何ら存在しない混沌を創りだそうとす的」であり、かつ「何ら存在しない混沌を創りだそうとすかーン・オランダ社はエネルギー憲章条約第二六条に基づいて申し立て、さらに全申立人三者が外国投資法第二五条(気)

右にいう三法の援用条項は、次のとおりである。

[CAUC設立基本協定]

第一二条

ア法に従って規律され解釈されるものとする。案件は抵触法の原則を適用することなくオーストラリすべきモンゴル法の規定が存在しないときは、かかる従って仲裁に付託された場合であって紛争案件に適用釈される。ただし、当事者間の紛争がこの条二項に釈される。

事者からの通知から九○日以内に友好的な解決に達して解決されるものとする。紛争の存在を申し立てた当関連して生じる紛争は、一義的には誠実な交渉によっ一(仲裁)この協定の規定又はその解釈から又はそれに

9 事物管轄権に関する争点

成体(申立人)が何を申し立てているのかを説明しないまする仲裁廷の事物管轄権に異議を唱えた。さらに、申立構るか否かであるが、モンゴル側は右協定の下での請求に対対して事物管轄権(jurisdiction ratione materiae)を有す対して事物管轄権(jurisdiction ratione materiae)を有す

従って拘束力を有する仲裁に付託される。ないときは、紛争案件はUNCITRAL仲裁規則に

「エネルギー憲章条約

② (1)に規定する紛争がいずれか一方の紛争当事者が友定は、当該紛争を解決するために次のいずれかの手続家は、当該紛争を解決するために次のいずれかの手続家は、当該紛争を解決するために次のいずれかの手続

(a) 紛争当事者である締約国の裁判所又は行政裁判所に(a) 紛争当事者である締約国の裁判所又は行政裁判所に

(c)(3)から(8)までの規定に従って当該紛争を付託するこ

(3)

(a)

締約国は、

(b)

及び心の規定にのみ従うことを条件

又は調停に付託することについて無条件の同意を与えとして、紛争をこの条の規定に基づいて国際的な仲裁

る。

(b)

(i)

、附属書IDに掲げる締約国は、

投資家が(2)

(a) 又は

前附属書IDに掲げる締約国は、透明性を確保するたは、個に規定する無条件の同意を与えない。的の規定に基づいて紛争を既に付託している場合に

日までに、この点に関する自国の政策、慣行及び条認書の寄託又は第四一条に規定する加入書の寄託のめ、第三九条に規定する批准書、受諾書若しくは承め、第三九条に規定する批准書、受諾書若しくは承

(c)附属書ⅠAに掲げる締約国は、第一○条(1)第件についての文書を事務局に提出する。

五段

0

件の同意を与えない。(後略) 規定の下で生ずる紛争について、(a)に規定する無条

[外国投資法]

第一

一五条(紛争解決

際条約に定めがない限りモンゴルの裁判所によって、 資家との間の紛争及び外国投資家とモンゴルの法人又 資家との間の紛争及び外国投資家とモンゴルの法人又 及び操業に係る事項に関する外国投資家とモンゴル投

又は紛争当事者間の契約によって解決されるものとす

る。 。

てを含むすべての申立てが設立基本協定に十分結びついてしたがって、国内法および慣習国際法の違反に対する申立協定第一二条の仲裁条項は広義に作成されたものであり、以上、仲裁廷が下した判断によれば、CAUC設立基本

いるということになる。

(気) 独ののかか、PCA Case No.2011-09. Decision on Jurisdiction. paras.69-71, 73.; The Claimants' Rejoinder on Jurisdiction, 23 April 2012, para.42.

10 エネルギー憲章条約における利益否定条項

「当事者適格」とも関連するものである。 「利益の否定条項」の援用要件であり、先述の投資家の「利益の否定条項」の援用要件であり、先述の投資家の「実質的な事業活動(substantial business activities)は

上の利益を否定することができ、同条約第一七条(1の適用活動を行っていないので、そのような投資家に対する条約は、カーン・オランダ社が投資母国において実質的な事業申立てを提起したのであるが、被申立人たるモンゴル政府申立てを提起したのであるが、被申立人たるモンゴル政府

エネルギー憲章条約第一七条(1)は、次のようなものであ対象となり、同社の主張は禁止されると主張した。

పం

促進及び保護―筆者注)の規定に基づく利益を否定す締約国は、次のものに対してこの部(第三部 投資の第一七条(特定の状況におけるこの部の規定の不適用)

当該法人が組織される締約国の地域において実質的(1) 第三国の国民が所有し又は支配する法人であって、

る権利を留保する。

することとした。 することとした。 することとした。

使しうるか否かということ。 をのうえで仲裁廷は、時的管轄(jurisdiction ratione-temporis)について、まず次の二点を議論した。第一に第一七条(1)が利益の自動否定を構成するものであるか否か、一大条(1)が利益の自動否定を構成するものであるか否かということ。

仲裁廷は、常設仲裁裁判所付託の「ユーコス事件」と世(※)

のは、

ければならないとした。 受入れ国によって実効的にかつ専ら将来の効果を見越して、受入れ国によって実効的にかつ専ら将来の効果を見越して、 なわち、エネルギー憲章条約への利益を否定する権限は 「プラマ事件」における管轄決定を大幅に取り入れる。す 界銀行投資紛争解決国際センター(ICSID) に付託 0

当事者はこれを基底に論議をしてきた。 二条に表明されている国際法規則によって規律される。 六九年の「条約法に関するウィーン条約」の第三一条と三 エネルギー憲章条約は国際法であり、その解釈は、一九

きた。仲裁廷としては、先行する関連の仲裁判断にならう よう拘束されているとは信じていないが、それでも仲裁廷 ついて先行的に検討してきた仲裁決定にも広範に言及して 両当事者はまた、エネルギー憲章条約第一七条の解釈に

としてはそれらの先行判断を参酌する義務があると認める

エネルギー憲章条約の整合性のある解釈の形成に寄

外国投資家が同条約の下で利益を享受できる投資保護の予 与することを期待しているからであり、そのような形成で 知能力を高めることができるとみている。

に予知可能な法的枠組みを創出することを意図したもので

ーネル

バギー

憲章条約は、

エネルギー分野向

け投資のため

仲裁廷は、

国

これは、

条約の目標と目的に反するものである。

ある。 同条約は、 投資家を次のように定義する。

第一条(7) 一投資家」とは、次のものをいう。

(a) (i) 民権若しくは国籍を有し又は当該締約国に永住し 締約国に関しては、次のiiの自然人及びiii 当該締約国の関係法令に従い、当該締約 玉 0 の 組

市

(ii) ている自然人 当該締約国において関係法令に従って組織され

た会社その他の 組織

(b) 更を加えたものを満たすもの 組織であって、締約国に関する国の条件に必要な変 「第三国」に関しては、 自然人又は会社その他

を行うか否かの評価をする能力を妨げられることになる。 に確実性が欠如するのであれば、投資家は特定の国に投資 不能な状況に置かれてしまっていたことになる。このよう た後に条約上の利益を否定されたとすれば、きわめて予 の享受資格を有する投資家が、投資受入れ国に投資を行 「投資家」の範囲にあり、したがって同条約上の保護原 カーン・オランダ社のように、同条約第一 条 (7) K V 則 う

実効的にその権利を行使しなければならないこと、および が右エネルギー憲章条約第一七条①の下で

ことを判示した。 かを評価する能力を決して妨げるものであってはならないかを評価する能力を決して妨げるものであってはならないしなければならず、投資家が特定の国に投資を行うかどうそのような権利行使は、投資家に適切なタイミングで通知

92 行っていることが要件となる。 条約第一七条①をこの事件に適用するためには、 0 0) ル 0) 0 Μ 社が設立国すなわちラトビアで実質的な事業活動を 六五パーセント以上を取得している。 1 原子力発電プラントの建設に参加していたEYU 社はラトビアの投資会社、AYUM TO有限責任会社対ウクライナ事件」がある。 「実質的な事業活動」の存在を認めた例としては、 プの第一○建設部門を法的に継承した会社) 10 エネルギ (ウクライナ の持分 Α i Α Μ Μ Τ Т

る。 国 ンシュタインにベースを置く事業団が全額所有している。 Assets Limited Holding JSC が全額所有し、 同 条約の署名国の法人によって所有されていると主張す 0) 理 国民が所有し又は支配する法人」ではなく、 立人は、 ヒテンシュタインで登記された Five Key Invest & 由は次のとおり。 第一七条(1)の意味での AMT O社が第一七条(1) AMTO社はラトビアで設立さ 「実質的な事業活動」 の意味での 次はリヒテ むしろ 第三

> 動」に言及しているのは、 ラトビアで行ってい 「メールボックス・カンパニー」を排除する意図がある る。 第一 同条約 七 入 (1) 上 の保護から で 実質 的 な事業活 わ ゆる

らである

らのステートメント、 ラトビアの首都リガ みの会社であり、 る。すなわち、◯ Blueger & Plaude 法律事務所による報 ら存在しない旨主張するために、 る事務所を構えており、 条の適用を含めて、数多くの管轄権問題に異議を唱えた。 質的な事業活動も行っていなかったことを理 第三国になること、〇AMTO社はラトビアで何らの実 定適用があるにもかかわらずロシアは第一七条の はロシア国民が支配しており、 これに対し、AMTO社は、 申立人たるウクライナの主張 二リガの内国歳入庁の納税証、 メールボックス・カンパニーでなく、 四銀行のステートメント。 (Rīga) にフルタイムの 同条約第一七条適 自社がラトビアで登記済 点によれ 第四五条の 次の資料四点を提 (三) ば、 開の 務 下で条約 (---) 新の 被用者のい 由に第一 Α 根 Μ 拠は何 $_{\mathrm{O}}^{\mathrm{T}}$

ア国民の支配を移入したかどうかの検証は不要であると単なる形を示すものではない」とし、AMTO社にロシ納付していることなどが事業活動の「本質を示しており、納付していることなどが事業活動の「本質を示しており、仲裁廷は、AMTO社がラトビアで事務所を借りてい

判断した。

Limited Liability Company AMTO v. Ukraine (Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce. Arbitration No.080/2005). In the Matter of: An arbitration Pursuant to the Energy Charter Treaty and the Rules of the Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce. pp.42-43; Association for International Arbitration, ed., Alternative Dispute Resolution in the Energy Sector. Antwerpen: Maklu Publishers, 2009. p.51; Kaj Hobér and Joel Dahlquist Cullborg, Investment Treaty Arbitration: Problems and Exercises. Cheltenham: Edward Elgar Publishing Ltd., 2018.

(93) 申立人たる三社すなわちマン島法人のユーコス・ユニグ(93) 申立人たる三社すなわちマン島法人のハレー・エンタープラパニー。YUL)、キプロス法人のハレー・エンタープライジズ・リミテッド(VPL)は、ロシア法人ユーコス・オム・リミテッド(VPL)は、ロシア法人ユーコス・オイル・カンパニー(Yukos Oil Company)の株主(社員)であった。三社は、YULが破産に至るまでにロシア政府が採った経営者の刑事訴追や多額の追徴課税等の措置がエネルギー憲章条約違反であるとし、補償を求めて、がエネルギー憲章条約違反であるとし、補償を求めて、がエネルギー憲章条約違反であるとし、補償を求めて、がエネルギー憲章条約違反であるとし、補償を求めて、がエネルギー憲章条約違反であるとし、補償を求めて、がエネルギー憲章条約違反であるとし、補償を求めて、

二〇〇五年二月、

常設仲裁裁判所に紛争を付託した。

仲

を支払うよう判断を下した。 に三九九億ドル、VPLに八二億ドル、計五○○億ドルに三九九億ドル、VPLに八二億五○○○万ドル、Hulley裁廷は、被申立人たるロシア政府に対して、申立人たる裁廷は、被申立人たるロシア政府に対して、申立人たる

あった(本稿三・3および注68参照)。 参考までに、この時の仲裁廷の長は、本稿が対象とするドルノド・ウラン事件の仲裁人フォルティエ大使でるドルノド・ウラン事件の仲裁廷の長は、本稿が対象とする。

2009; Its Final Award, 18 July 2014; PCA Case No. AA the Energy Charter Treaty and the 1976 UNCITRAL AA 227. In the Matter of an Arbitration before Enterprises Limited (Cyplus) and The UNCITRAL Arbitration Rules between Hulley Charter Treaty and the 1976 UNCITRAL Arbitration Constituted in Accordance with Article 26 of the Energy Award on Jurisdiction and Admissibility, 30 November (Isle of Man) and The Russian Federation. Interim Arbitration Rules between Yukos Universal Limited Tribunal Constituted in Accordance with Article 26 Federation. Final Award, 18 July 2014; PCA Case No Article 26 of the Energy Charter Treaty and the 1976 before a Tribunal Constituted in Accordance with PCA Case No. AA 226. In the Matter of an Arbitration In the Matter of an Arbitration before a Tribuna Russian

Rules between Veteran Petroleum Limited (Cyplus) and The Russian Federation. Final Award, 18 July 2014. 以上、次のURLを参照。〈https://www.italaw.com/Sites/default/files/case-documents/italaw3278.pfg〉、〈https://italaw.com/sites/default/files/case-documents/italaw.com/sites/default/files/case-documents/files/case-documents/italaw3279.pdf〉、および〈https://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/italaw3280.pdf〉(アクセスーコ〇一八年十二月)

(94) この事件の対象となる投資は、ブルガリアにある石油 精製所を所有する地元のNova Plama AD(ジョイント・ストック・カンパニー)の持分の取得である。投資家たるキプロス法人プラマ・コンソーシアム・リミテッドの機関が、投資家の製油所の操業に及ぼした損害および的機関が、投資家の製油所の操業に及ぼした損害および的機関が、投資家の製油所の操業に及ぼした損害および適切な是正措置の適用に当たって拒否ないし不合理な遅滞から生じさせた損害について紛争処理を申し立てたもの。ブルガリア政府は、PCLはキプロスで実質的事業活動を行わない「メールボックス・カンパニー」にすぎず、エネルギー憲章条約締一七条が投資の促進及び保護の規工ネルギー憲章条約第一七条が投資の促進及び保護の規工ネルギー憲章条約第一七条が投資の促進及び保護の規工ネルギー憲章条約第一七条が投資の促進及び保護の規工ネルギー憲章条約第一七条が投資の促進及び保護の規定に基づく利益を否定する権利を留保すると規定する以下の対象となる投資は、ブルガリアにある石油

> を与えることはできないと判断した。 (パラ一四九、二四〇)。仲裁廷は過去の仲裁判断を参照し、申立人の行動は国際法上の信義誠実原則等に違反すし、申立人の行動は国際法上の信義誠実原則等に違反すと、その権利を行使するか否かは投資受入れ国の裁量で上、その権利を行使するか否かは投資受入れ国の裁量で

ICSID Case No.ARB/03/24 Plama Consortium Limited (Claimant) *and* Republic of Bulgaria (Respondent) Decision on Jurisdiction of 8 February 2005. 次のURLを参 照。〈https://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/ita0669.pdf〉(アクセスーコ) 一八年十二月)

(特) 洪つらぐれ、PCA Case No.2011-09. The Respondents' Memorial on Jurisdiction, 3 December 2011, paras. 200-203, 209-210, 2120; Plama Consortium v. Bulgaria, ICSID Case No.ARB/03/24, Decision on Jurisdiction of 8 February 2005; Yukos Universal Limited (Isle of Man) v. the Russian Federation; Interim Award on Jurisdiction and Admissibility, 30 November 2009; Bayar Scharaw, op.cit., p.130; Maxi Scherer, ed., International Arbitration in Energy Sector. Oxford: Oxford University Press, 2018, p.192.

注 9 の う ち、PCA Case No.2011-09. Decision on

96

Jurisdiction, para.417

「条約法に関するウィーン条約」の該当条項は、 次のとお

用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。 脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる 条約の解釈上、文脈というときは、条約文(前文及 (解釈に関する一般的な規則) 1 条約は、 文

-)附属書を含む。)のほかに、次のものを含める。
- (a) 条約の締結に関連してすべての当事国の間でされ た条約の関係合意
- (b) 条約の締結に関連して当事国の一又は二以上が作 条約の関係文書として認めたもの 成した文書であつてこれらの当事国以外の当事国が
- 3 文脈とともに、次のものを考慮する。
- (a)条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされ た合意
- (c) 当事国の間の関係において適用される国際法の関 (b) 条約の適用につき後に生じた慣行であつて、 の解釈についての当事国の合意を確立するもの
- 4 意図していたと認められる場合には、当該特別の意味 用語は、 当事国がこれに特別の意味を与えることを

を有する。

第三二条(解釈の補足的な手段) り得られた意味を確認するため又は次の場合における の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠すること 意味を決定するため、 解釈の補足的な手段、 前条の規定の適用 特に条約

(a) 前条の規定による解釈によつては意味があ 又は不明確である場合 いまい

ができる

- b た又は不合理な結果がもたらされる場合 前条の規定による解釈により明らかに常識に反し
- 97 Jurisdiction, para.417. 注 9のうち、 PCA Case No.2011-09. Decision on
- 98 Ibid., para.426

11 不法収用の申立て

propriation)を構成するかどうかという点の分析に大部分 が外国投資法の下での「不法収用」(unlawful ex-る立場を明らかにした。 の解釈について被申立人たるモンゴル政府と意見を異にす の労力と時間を割いた。その結果、 仲裁廷は、鉱業ライセンスの無効化と再登録の不履行 仲裁廷は、モンゴル法

先述のように、外国投資法第三条一項は、 外国投資を [鉱業ライセンスの法的性格

53

を目的とし又はモンゴルの既存の事業体と共同して操業す「モンゴル領域内に外国投資を以て事業体を設立すること

る種類の有体財産及び無体財産」としている。 ることを目的として外国投資家によって投資されるあらゆ

民法典第八三条は、「所有権」を「有体財産及び無体財

をである知的価値並びに法令によって禁止されていない又産である知的価値並びに法令によって乗した権利(後略)」と定め、さらに、第八十四条五て取得した権利(後略)」と定め、さらに、第八十四条五者からの要求も認められる権利及び請求権(後略)」と定めている。

主張した。

最終的に、

仲裁廷は、

ライセンスに基づく天然資源採

掘

中裁廷は、この民法典規定を明快なものと判断し、モンゴル法は天然資源の開発に関するライセンス(及び契約上ゴル法は天然資源の開発に関するライセンスは対象とは被申立人たるモンゴル政府は、鉱業ライセンスは対象とはならず、所有権ではないとの主張を支持した。すなわち、ならず、所有権ではないとの主張を支持した。すなわち、は民法典を行政服従の関係に適用することはできず、ii深を・採掘ライセンスを自由に譲渡したり担保に入れたりすることはできないという主張である。

(Bayar Budragchaa)氏は、「ゴビ・シュー対モンゴルでらに、被申立人たるモンゴル政府側の専門家証人バヤ

業ライセンス(中略)は一構成体によって入手(possess)March 2012)に対するモンゴル最高裁判所の判決が、「鉱ルドプロム事件」(Gobi Shoo LLC v. Mongolrudprom. 20

るので、鉱業権はモンゴル法のもとでの所有物ではないと所有権として認める法的基盤は存在しない」と判示していてかかる鉱業ライセンスを他の構成体の所有に移譲可能なされるものではあるが所有されるものではなく、したがっ

権(および契約上の権利)は無体財産であると判断な観念があることに留意し、モンゴルの法と最高裁判決にであるとの一般観念から離れるべきであるという主張に納であるとの一般観念から離れるべきであるという主張に納けなかった。したがって、仲裁廷は、採掘・探査ライセンスに基づきCAUC設立基本協定から生じる権利はモンンスに基づきCAUC設立基本協定から生じる権利はモンゴル法の下での無体財産権を構成するものと確信し、これらの権利は外国投資法の下で保護される投資であると判断を依頼にいる。

(9) 本項5参照。

100 Merits. para.301. 注 9のうち、 PCA Case No.2011-09. Award on the

0)

- 101 Ibid. para.301
- 102 on the Merits. para.303 Shoo LLC v. Mongolrudprom (20 March 2012). Award Report, para.44, quoting Mongolian Supreme Court, Gobi 注りのうち、 PCA Case No.2011-09. Second Bayar
- 103 Ibid.
- 104
- 105 Merits. para.307; Maxi Scherer, ed., op.cit., p.198 注りのうち、 PCA Case No.2011-09. Award on the
- 106 Merits. para.308 注りのうち、 PCA Case No.2011-09. Award on the

すなわち、二項はモンゴル語のクラアク(khuraakh)と (daichlakh) を意味する。 いう言葉を使い、三項はモンゴル語のダイチラアク 専門語としては異なった意味を持たせて使われている。

前者のクラアクは、被申立人側の専門家証人である前

出

この場合には補償の支払なしに実行することができる。 る。すなわち、法律違反又は第三者の権益を危殆に瀕せし(感)に対する処罰として法務当局が資産を取得すること」であ グト・ナツァグドルジ(Tsogt Natsagdorj)氏によれ 産を没収するときに使われる。申立人側の専門家証人ツォ めるような方法で財産を使用している場合に所有者から財 のバヤル氏によれば、「自然人又は構成体による違法行為 ば

その場合には補償の支払が伴わなければならない。 産を徴収し又はその他財産権を無効にする」ことであり、 ズを充足させるために行動を必要とする環境の下で国が財

これに対し、後者のダイチラアクは、重要な公共のニー

分析されなければならないとの立場をとり、申立人側の専(B) にも合法の場合と違法の場合がある。 の無効化と再登録の停止は、 ツォグト氏によれば、クラアク、ダイチラアクのいずれ 本件の事実関係の検討に当たり、 前者すなわちクラアクとして 仲裁廷は、ライセンス

12 収用申立ての実質手続的側面

外国投資法第八条の二項と三項は、

共に「収用される」

払に基づき法の正当な手続に従う場合にのみ収用されるも 3 外国財産について定めている。すなわち、「2 モンゴル ためにのみ及び無差別ベースに基づき及び十分な補償の支 の領域にある外国投資は、不法に収用されないものとする。 外国投資家の投資は、公共目的のため若しくは公益の

のとする。」この二つは、収用の概念に関するモンゴル語

門家証人の証言に依拠して、

クラアクが合法であるために

録を拒否した。

しかしながら、

仲裁廷の見解では、

被申立

こでまず仲裁廷は、モンゴル政府のライセンス無効化の法 当な手続に従って行われなければならないと主張した。 た状態」を禁じたものとみている。 ライセンスの無効化がクラアクであると確定したのであれ 的根拠を有していたか否かという点について検証を行った。 それに①法的根拠がなければならないこと、 二法の正 そ

不法なクラアクすなわち「所有権が当局の色で無効とされ のいずれが履行されなくても、 基準を規定していなければならず、さらに法の執行中に正 ためには、「その所有者が権利を喪失したと判断する際の たものであって法の正当な認定又は手続に従っていなかっ ければならなくなる。仲裁廷は、外国投資法第八条二項は いずれが履行されなくても、没収は不法とみなされる。」い法手続が踏まれていなければならない。これらの要件 仲裁廷としてはクラアクが合法か違法かの検討をしな クラアクが合法である

行為は法の正当な手続に従ってなされるべきこと) 法に違反したとして探査・採掘ライセンスを無効とし再登 のではないかというのが、 的根拠に基づいてなされるべきこと)と手続的要素 つまり、 まず実体要件をみると、 合法要件には、実体的要素(処罰行為は妥当な法 被申立人は、 仲裁廷の判断である 申立人がモンゴ がある (処罰 ル

ず、

が定める失効手続はこれらの鉱業ライセンスには適用され

また同法の下で再登録されないかぎりライセンスを無

としても、ライセンスを無効とすることが妥当な処罰とは る決定を正当化する何らかのモンゴル法違反を指摘するこ ンゴルが鉱業ライセンスを無効化し再登録を認めないとす いえないとの結論を判示した。 比較衡量分析の後、 ようなモンゴル法違反を何ら指摘することはできていない 人はライセンスの無効・再登録拒否の決定を正当化できる 仲裁廷は、たとえ違法行為が存在した したがって、仲裁廷は、

動機にとって単なる口実であると判示した。 パートナーとより大きな利益を得るというモンゴルの真 た違反は、モンゴルがドルノド鉱床を開発してロシアの

さらに、申立人が提示した証拠によれば、

申し立てられ

とを果たせなかったと判示した。

く存在しない」ので、モンゴルが鉱業ライセンスを再登 正当な手続を拒否されていたと判示した。特に、「申立 ライセンスがNELの下で再登録されなかったので、 する義務を負っていると判示した。仲裁廷はさらに、 が申請要件を満たさなかったという法的に重要な根拠は全 次に手続要件に目を向けると、 仲裁廷は、 申立 人が法 鉱業

効とする権限は同法にはないと判示した。 (凹)

- (🖺) Bayar Scharaw, op. cit., p.132
- (圏) 注9のうち、PCA Case No.2011-09. First Bayar Report, para.33.
- (室) 注 9 の かが、PCA Case No.2011-09. Second Tsogt Report (Expert Report on Mongolian Law by Tsogt Natsagdorj), para.68.
- (\exists) Second Tsogt Report, para.71.
- (∃) Foreign Investment Law, art.8.3; Second Tsogt Report, para.71.
- (≅) Second Tsogt Report, para.67, 71.
- (읩) 注9のうち、PCA Case No.2011-09. Award on the Merits, paras. 313-317; Bayar Scharaw, *op.cit.*, p.132.
- (山) 申立人側の専門家証人ツォグド(Tsogt)氏の証言。
- Award on the Merits, para.318.
- (\(\frac{1}{12}\)) Second Tsogt Report, para.69
- (順) 注9のうち、PCA Case No.2011-09. Award on the
- Merits, para.319.
- (\(\frac{12}{12}\)) \(\limes\) \
- (≅) *Ibid.*, paras.350, 358
- (≘) *Ibid.*, paras.352-65.

13 エネルギー憲章条約におけるアンブレラ条項

(図) 第八条二項の下での申立人に対して義務違反を犯した」と 第一○条(1)すなわちアンブレラ条項(契約遵守義務条項。 本稿三・6)の運用を通じエネルギー憲章条約の下でカーン・オランダ社に対して責を負うことも意味すると判示した。ここでは、「外国投資法に基づくモンゴル政府の義務た。ここでは、「外国投資法に基づくモンゴル政府の義務た。ここでは、「外国投資法に基づくモンゴル政府の義務と、エネルギー憲章条約第Ⅲ部の規定違反を構成する」と主張していた管轄決定を引用している。

- 図) 注9のうち、PCA Case No.2011-09. Award on the Merits, para.366.
- (☲) *Ibid.* Award on the Merits, para.366.
- (≅) *Ibid.* Decision on Jurisdiction, para.438.

14 損害額

比較衡量分析の出発点は、損害額査定の際に適用されるいて決定を行うことになる。いて決定を行うことになる。以上を前提に、仲裁廷は、被申立人が外国投資法とエネ以上を前提に、仲裁廷は、被申立人が外国投資法とエネ

害原則はこの二つの文書、モンゴル法と慣習国際法から排 除されるべきものである。 憲章条約の下で確立されてきたものだとすれば、 はモンゴル法令たる外国投資法と国際条約たるエネルギー 原則を確認することである。本件の場合、被申立人の責務 関連の損

ると主張する。 に対する補償の特定基準を設けていないので、ホジュブ (ホルジョウ)工場事件で確定した慣習国際法が当てはま 申立人は、エネルギー憲章条約もモンゴル法も違法収用

状況を再確立すること」にあるという点である。 ような行為がなされなかったら十中八九存在したであろう での補償の目的が「違法行為の結果をすべて払拭し、その ホジュブ工場事件判決で確立されたことは、国際法の下

market value)で算定すると主張している。 の」だとし、本件では補償額は「適正市場価額」(fair 十中八九存在したであろう仮定の将来・状況を提示するも 申立人は、代わりに、この標準を「違法行為がなければ

発的な買主が、投資が存在していた期間、 Treatment of Foreign Direct Investment)によれば、「自 待遇に関 ここでいう「適正市場価額」は、 するガ イ K ライン』 (Guidelines on the 世界銀行の 投資総額の中で 『外国投資

> 申立人も抗弁書で言及している。(28) ろう額」を意味しているものと思われる。この定義は、 よびその特質を参酌して、自発的な売主に通常支払うであ るその他関連要因を含み、 有体財産が占める割合および各事案の特定環境に関係の 投資の内容、将来の操業環境お あ

基づいてそれぞれの適正市場価額が査定された。すなわち、 なった。仲裁人には、次の三つの方式が提示され、これに できなかったため、会計の専門家に証言を求めることと 用されるべき最も妥当な方法というものについては合意が を認めた。しかしながら、投資の適正市場価額の査定に適 価額によって投資の補償額を決定すべきであるということ 両当事者は、二〇〇九年の収用直前の査定日の適正市

方法1「現在価値モデル」(Discounted Cash Flow. D

値と等しいと仮定して査定。この方法での適正市 資産の価値がすべての将来の金銭的利益の現在 CF) (カーン・カナダ社が提示)。

庙

場価額は二億六四八○万ドル。

方法2|市場比較メソッド」(Market Comparables) 同等の企業の株式の時価総額に基づい 「同じくカーン・カナダ社が提示)。

積もる。この方法での適正市場価額は二億四五○ ,て評 :価を見

○万ドル。

方法3「時価総額アプローチ」(Market Capitalization 六六〇万ドル。 の方法での適正市場価額は一三四〇万ドルから一 ける企業の株価に発行済株式数を掛けたもの。こ approach)(モンゴル政府が提示)。査定日にお

である。 がなかったこと。方式3は、二〇〇九年におけるプロジェ は、真に同類の企業との取引を検出することが難しく魅力 外とした。その理由は次のとおりである、方式1は、 クトの価額査定より低く査定したという懸念があったこと の場合には余分な要因と不確実性が多すぎたこと。方式2 量が明確になっていれば妥当だったかもしれないが、本件 のいくものではないとの結論に達し、いずれの方式も考慮 仲裁廷としては、右の三つのいずれも本件にとって満足 、埋蔵

123 justice/serie_A/A_09/28_Usine_de_Chorzow www.icj-cij.org/files/permanent-court-of-international Indemnity) (Jurisdiction) 次のURLを参照。 Factory at Chorzów (Germany v. Poland) (Claim for Series A.- No.9. July 26, 1927. Case Concerning the \http://

> 参考までに、 もかかわらず、仲裁廷は申立人の損害を却下した。 る収用」の原因によって事業の採算が取れなくなったに が専横的な課税と営業免許料の増額といった「しのびよ 投資家が付託した仲裁裁判では投資家がポーランド政府 Competence_Arret.pdf〉(アクセス―二〇一八年一二月)。 ホジュブ(ホルジョウ)工場事件とは逆に、

Oxford University Press, 2009. pp.235-236. Future of Investment Arbitration. Oxford; New York Catherine A. Rogers and Roger P. Alford, jt.eds., The International Law Cases, ed. by Hersch Lauterpacht, in Cases, 69 (No.34) or Annual Digest of Public 1932. Annual Digest and Report of International Law 『国際経済法 新版』三三七~三八ページ。 Kügele v. Polish State. Upper Silesia Arbitral Tribunal 前出、 櫻井

- 124 2012, paras.412-414, 424; Award on the Merits. para.369 Memorial on the Merits and Quantum dated 7 December 注9のうち、PCA Case No.2011-09. Claimants
- Hearing Brief, para.91 (emphasis by the Claimants,

注9のうち、PCA Case No.2011-09. Claimants' Pre

126

125

- Award on the Merits. para. 370 Merits. para.370; Claimants' Pre-Hearing Brief, para.91; 注9のうち、PCA Case No.2011-09. Award on the
- 127 World Bank Guidelines on the Treatment of Foreign

Direct Investment. IV. Expropriation and Unilateral Alterations or Termination of Contracts, para.5 in *Legal Framework for the Treatment of Foreign Investment.* Vol.2. Washington, D.C.: IBRD, 1992. 次の文献も参照。櫻井雅夫監訳『外国投資の待遇のための法的枠組み』東京、アジア経済研究所、一九九五年。

(室) 独ののかか、PCA Case No.2011-09. Respondents' Statement of Defence on the Merits and Quantum dated 5 April 2013, para446.

15 最終判断

る。 | 合理的な損害額を確定することが困難であるところから、| | 合理的な損害額を確定することが困難であるところから、

オ・ディアロ事件」の判決で述べているように、「求め 指書額の算定には、さまざまなレベルの不確実性ないし 損害額の算定には、さまざまなレベルの不確実性ないし 損害額の算定には、さまざまなレベルの不確実性ないし 損害額の算定には、さまざまなレベルの不確実性ないし 損害額を証明する義務は申立人の側にある。将来の一)損害額を証明する義務は申立人の側にある。将来の

とではなく、仲裁判断を読む者に、

仲裁裁判所を補償額

られていることは、確たる根拠のない数字を選択するこ

確定に導いた要因を少なくとも識別させられるような諸原則を適用することである。さらに、そうした原則は、首尾一貫したものでなければならず、そうすれば、裁定された補償額は本件の諸事実に関連させるだけでなく他の事件との比較でも正当な(just)ものと認められることになる。」

(三)両当事者は査定日を二○○九年七月一日とし、適正の理由からの方場価額アプローチを妥当とすることで合意している。

(五) これらの方法を考慮外とすれば、仲裁廷はリピンス価額を見積もる際のベースとして唯一残された材料は、二○○五年から二○一○年の間に合弁のCAUCの持分工はカーン・カナダ社の株式に対して出されたさまざまな買収オファーである(このなかには、ロシアのARMA社による敵対的買収(本稿二・6)と中国のCNNCによるオファー(本稿二・7)が含まれている)。

International Investment Law)にある次のコメントをWilliams)の『国際投資法における損害』(Damages inへ)この材料を検討するにあたり、仲裁廷はリピンスへ)この材料を検討するにあたり、仲裁廷はリピンス

害に対する補 トに投資してきた額と今後必要となる大きな投資も考慮に な課題と不確実性を考慮し、 の行動 論づけた。 て投資額を査定し、 間に受けた株式・ ロジェクト購入のため きたが、 ての 、る埋 n カー 与える要因は、 だけだったかを問 想起する。 確定する際の強力な証拠となる。 実際に行われたか たも 八〇〇〇万ドルという数字は、 過去の取引をベー 一蔵物から利益を得るための新規投資で直面する大き 調整要因を中国CNNCからのオファーに適用した。 (本稿二・3参照) 側は損害賠 のとされる。 仲裁廷はそれを採用せず、 仲裁廷は、 す 償としては、 なわち、 こ、最終の適正価額を八○○○万ドルと結持分の買付けオファーでの価格を分析し 取引日と査定日の間には干渉しない。」 償請求 わ 両当事者が間隔を置いて単に計画した 二〇〇九年七月後にとったロシア側 ず、 仲裁廷としては、 に二〇〇五年から二〇一〇年までの スに履行されうる。 「査定は、 この数字が 類を三 当該資産の からの影響を除去するため、す かつ申立人が当該プロジェ 億 評価された資産自 ドルノドで確認されて ただし、 ドルノド・ウラン・プ 五八〇〇万ドルとして >適正 適 申立人が蒙った損 正 かつ合理 かかる取引は 市場 価額に影響を 価 額 的 記な補 |体と ク を

> 誠実に果たした努力を反映したものと判断した。 行為の実行直 前 の適 正 価額を査定するに当たって最 ゕ

補償額の査定日すなわち二〇〇九年七月一日から支払

H

ンゴルでの借入利率は「 までの間について加算されるべき利子のレー 、ては、 ではないという被申立人の主張に同意する。 仲裁廷としては、 両当事者の主張にかなりの差があった。(33) 申立人が求める利率は余りに高く、 商業上 合理 的な利率」に等しい 1 0 仲裁廷は、 決定に j モ

11

業上合理的な利率」を反映したものと認めている。この見 LIBOR + 小割合といったものが当該期間に亙る「商 ;る仲裁廷の間での最近の慣行や代表的な学者の (肾) は、 投資紛争解決国際センター(ICSID) で組 成さ

見解と

解

0

n

とよりもむしろ利率を合成する最近の慣行とも一致する。(氮) 致するものである。これはまた、 仲裁廷としては、 単純ベースで裁定するこ 合理

判断に基づく支払日まで、 したがって、 仲裁廷は、二〇〇九年七月一日からこの仲裁 利子はLIBO R + 二パ 1

利率」をLIBOR + 二パーセントと結論するに至った。

右

諸点を考慮して、

商業上

的

償、 額、結 局 ン ŀ 局、 0 金**、** 利、 二〇一五年三月に仲裁廷が下した最終判断 年複利で算定することとした。 費用を合わせて被申立人の支払いが約

額であると判断。

これを以て、

モンゴル政府による違法

補、

億、

ルということだった。

- (図) 注9のうち、PCA Case No.2011-09. Award on the Merits. para410.
- (39) Ahmadou Sadio Diallo (Republic of Guinea v. Democratic Republic of the Congo), Compensation, Judgment,19 June 2012, ICJ Reports 2012, p.324, paras.40, 49. 次のURLを参照。〈https://www.icj-cij.org/files/case-related/103/103-20120619-JUD-01-00-EN.pdf〉(アクセスーコ) 八年一二月); Lusitania Cases, Opinion, 1 November 1923, Reports of International Arbitral Awards, Vol.7, p.32 at p.40. New York: United Nations, 2006. 次のURLを参照。〈http://legal.un.org/riaa/cases/vol_VIJ/32-44.pdf〉(アクセスーコ) 八年一二月)
- (語) Ahmadou Sadio Diallo (Republic of Guinea v. Democratic Republic of the Congo), Declaration of Judge Greenwood appended to Compensation Judgment, 19 June 2012, para7. 次のURLを参照。〈https://www.icj-cij.org/en/case/103〉(アクセス―二〇二八年二二月)
- (翌) Sergey Ripinsky and Kevin Williams, Damages in International Investment Law. London: British Institute of International and Comparative Law ,2008), p216; 短の

- の っ か、PCA Case No.2011-09. Award on the Merits para 410.
- (選) 注9のうち、PCA Case No.2011-09. Award on the Merits. para.425.
- 能性もある。 る銀行間平均金利のこと。二〇二一年には廃止される可い) Ibid. LIBORは、ロンドン市場で貸し手が提示す
- BOR+マージンレートが併用されている。 BOR+マージンレートが併用されている。
- ・El Paso International Company v. Argentine Republic
- (ICSID Case No.ARB/03/15) (31 October 2011) at para.745 (ユーBOR+リパーヤント)
- ・Impregilo S.p.A v. Argentine Republic (ICSID Case No. ARB/07/17) (21 June 2011) at para.383 (ユー田〇R+パペーヤント)
 ・Joseph Charles Lemire v. Ukraine (ICSID Case
- No.ARB/06/18)(28 March 2011) at para.356(ユーロ OR+||パーセント) Alpha Projektholding GMBH v. Ukraine(ICSID Case No.ARB/07/16)(8 November 2010) at para.514(ユー BOR+丸・| | パーセント)
- · Gemplus S.A. and Telsud S.A. v. The United Mexican

四日、

カーン・カナダ社は、

同院首席書記官からその旨の

消しを求め、書面を以てパリ控訴院に申し立てた。同月十

二〇一五年七月九日、モンゴル政府は、右仲裁判断の取

16

パリ控訴院への申立て

States (ICSID Case Nos.ARB(AF)/04/3 and ARB (AF)/04/4) (16 June 2010) at paras.18-17 (LIBO +二パーセント).

136 Company v. Ecuador, ICSID Case No ARB/06n/11 Corporation and Occidental Exploration and Production Award, 8 December 2000 Arab Republic of Egypt, ICSID Case No.ARB/98/4, Award, 24 September 2012; Wena Hotels Limited v. 例えば、次の事件を参照。Occidental Petroleum

137 Meits. para.426 注りのうち、 PCA Case No.2011-09. Award on the

> すなわち、 かに該当する場合にのみ控訴院は審理をすることになる。

(一)仲裁廷が不正に自らを適格又は不適格と宣言するこ

- (二) 仲裁廷が正当に構成されなかったこと、
- 判断を下したこと、又は

(三) 仲裁廷が自己に与えられた権能を遵守することなく

正当な手続が尊重されなかったこと、又は

四

(六)当該判断が動機づけられたものではなく若しくは提 (五) 当該判断が公序に反していること、又は 示された日付若しくはそれを発出した仲裁人の氏名を指

断を報告しなかったこと。 (単)(単)

138 りすることには何ら制限を加えない。 ランスで仲裁判断の承認を求めたり、 (例えば、承認手続に適所と思われるアメリカ)を探した フランスでは、取消し審理に当たって、当該企業がフ 他の裁判管轄地

139 小梁吉章、前掲論文、一七八ページ。

140 Décret n°2011-48 du 13 janvier 2011 portant réforme de 改正は次の行政命令(デクレ/Décret) による。

判所が国際仲裁判断を審理することは稀といわれる。

フランス法の規定では、仲裁判断を取り消した裁判所

通知を受け取っている。

を下せることになっている。しかしながら、フランスの裁(控訴院)が仲裁廷に代わって仲裁判断を再審理し、判断

〇一一年改正)第一四九二条によれば、次の六つのいずれ

63

com/media/37105/french_law_on_arbitration.pdf〉(アゥ Arbitration. 48 of 13 January 2011, Reforming the Law Governing gouv.fr/eli/decret/2011/1/13/2011-48/jo/texte \rangle (アクセ l'arbitrage. 次のURLを参照。 セス一二〇一八年一二月 ス―二〇一八年一二月)。非公式英文は、Decree No.2011-次のURLを参照。〈https://sccinstitute \https://www.legifrance.

par Décret n°2011-48 du 13 janvier 2011-art.2° 1492 En L'arbitrage savoir plus sur cet article... Modifié Ier: interne. Chapitre VI: Les voies de recours. Article Code de procédure civile. Livre IV: L'arbitrage. Titre

|型) カーン・カナダ社の『年次情報様式、二〇一五』では 二〇一一年改正のフランス民事訴訟法規定にある五項目 を引用して状況を説明しているが、フランスの控訴院へ Annual Information Form, 2015. p.13. の申立ては二〇一五年であり、二〇一一年改正では項目 数も内容も改められている。Khan Resource Inc.

17 最終支払と関係企業売却

七カナダドル)を支払うことで最終的に解決することに ドル(二〇一六年一二月現在の換算で、九〇五九万三九八 申立を取り下げ、大蔵大臣はモンゴル側が総額七〇〇〇万 二〇一六年三月、モンゴル政府はフランス控訴院への右

> 東通り支払われたと発表した。(43) 払われることになり、同月一八日、 なったと発表、同年五月一五日までに全額がカーン側に支 カーン・カナダ社は約

求める申立てを取り下げることに合意した。 所に主権免除対象外のモンゴル政府の在米資産の差押えを これと引き換えに、カーン・カナダ社はアメリカの 裁

ル、差額の一四八三万ドルは親会社の仲裁費用に充てられ む関係企業の株式・持分を売却した。 のあと、カーン側はCAUCとカーン・モンゴリア社を含 および持分の減損に対する回収益とみなすこととした。 UC社とカーン・モンゴリア社 た。補償金は、 UCとカーン・オランダ社に合計で五五一六万七○○○ド この七○○○万ドルのうち、仲裁で申立人となったCA 可能な限りモンゴルの子会社すなわちCA (図2、3) への貸付債権

するCAUCホールディング社の発行済社外株式・持分す 取決め」(Khan Bermuda Sale Agreement) べてを保有していた。右売却取決めに基づいて、 ン・モンゴリア社とCAUCの持分五八パーセントを保有 ○一六年に会社を閉鎖した。カーン・バミューダ社はカー 社を購入する第三者との間で「カーン・バミューダ社売却 八月一七日、カーン・カナダ社は、カーン・バミュー を結

カーン・

に交換した。 (したがって、カーン・カナダ社がCAUCホールディンが社とCAUCとカーン・モンゴリア社で有していた権益がでと、カーン・カナダ社がCAUCホールディンのが、(IE)

在モンゴルの子会社はすべて二〇一三年九月三〇日に閉鎖し、有体財産はすべて引き揚げた。ウランバートルの事務所は二〇一四年六月三〇日に閉鎖し、会社には一人の被務所は二〇一四年六月三〇日に閉鎖し、会社には一人の被事業目的を変更して存続することとなり、現在に至っている。

- (国) 注9のうち、Khan Resources Inc., Interim Condensed Consolidated Financial Statements for the Years Ended September 30, 2018 and 2017. p.6.
- (性) "Russian Takeover of Mongolia Dornod Uranium Deposits, Swap Dept to Equity."; "Mongolia Ends Fight over \$100 Million Mining License Arbitration," *Reuters Market News*, March 7, 2016. 次のURLを参照。〈update-1-mongolia-ends-fight-over-100-million-mining-license-arbitration-idUSL4N16F3QS〉(アクセスーコ〇一八年

一二月

- 145 countries-g-n/Mongolia.aspx》(アクセス―二〇一八年 nuclear.org/information-library/country-profiles/ distributions-sale-khan-resources-bermuda-ltd-cse Statements, 2016." Financial Post (Bloomberg) March 7 Nuclear Association, "Uranium in Mongolia (Updated kri-2151759.htm〉(アクセス―二〇一八年一二月); World com/press-release/khan-announces-status-shareholder-年一二月); Khan Resources Inc., Press Release, August us70m-to-settle-mongolia-dispute〉(アクセス―二〇一八 2016. 次のURLを参照。〈https://business.financialpost 一二月 June 2017)"次のURLを参照。http://www.world com/commodities/mining/khan-resources-to-receive-2016. 次のURLを参照。〈http://www.marketwired Khan Resources Inc., "Consolidated Financial
- (M) Khan Resources Inc., Management Discussion and Analysis. March 31, 2016. 次のURLを参照。〈http://legacy.khanresources.com/investorspdf/16q2-mda.pdf〉(アクセスー二〇一八年一二月)
- 年次・特別株主総会で新しい取締役会を選出。同月八日、決議を承認。次いで二○一七年五月五日、株主は同社の団) 株主は、まず同社の任意整理と任意解散に関する特別

会は、 index.html〉(アクセス―二〇一八年一二月 益になることを決定。 認 新 次 く異なった業種への転換をめざしている。"About Khan." ディング」(Cypherpunk Holdings Inc.)と変更して、全 の利益を最大にすることが会社と株主にとって最善の利 探査・開発に限定せずに会社を存続させることになっ のURLを参照。 0) 取締役会は、二〇一六年一一月一〇 具体的には、社名を「サイファーパンク・ホール 解散計画を進めないことを決定した旨報告。 可能な限り戦略的な選択肢について検討し、 \http://legacy.khanresources.com その結果、 会社の営業目的を鉱山 日の株主総会で承 取締役 株主

まとい

のウラン開発に専念していた。
カーン・カナダ社は一九九五年以来モンゴル、ドルノド

パーセントを、補償なしに政府の所有とした。公布、とりわけ、ドルノド・ウラン・プロジェクトの五一公布、とりわけ、ドルノド・ウラン・プロジェクトの五一二○○九年七月、モンゴル政府は原子力エネルギー法を

関する政府間協定と合弁契約を締結したことにある。発を目的とする合弁会社ドルノド・ウラニウム社の設立に紛争の発端は、モンゴル政府とロシア政府が、ウラン開

内外におけるカーン側の信頼度を意図的に傷つける行為を内外におけるカーン側の信頼度を意図的に傷つける行為をル法に違反したとのステートメントを流布し、モンゴル国所が原子の対に違反したとのステートメントを流布し、モンゴル政府が原子ル法に違反したとのステートメントを流布し、モンゴル政府が原子の外におけるカーン側の信頼度を意図的に傷つける行為を力がにおけるカーン側の信頼度を意図的に傷つける行為を力がにおけるカーン側の信頼度を意図的に傷つける行為を力がいる。

カーン側は、エネルギー憲章条約・外国投資法・憲法・ おしてUNCITRAL仲裁規則に拠る仲裁判断を求 手段として合弁契約書の規定に基づいて、モンゴル政府を 民商法・CAUC合弁契約に違反する恣意的かつ差別的な 民商法・CAUC合弁契約に違反する恣意的かつ差別的な とし、二〇一一年一月、最後の は、エネルギー憲章条約・外国投資法・憲法・

繰り返した。

た。

立人の右主張をほぼ全面的に認めた。その結果として、立人の右主張をほぼ全面的に認めた。その結果として、当のほうに多くの非があり、これを間接収用と認定し、申為のほうに多くの非があり、これを間接収用と認定し、申二〇一五年三月、仲裁廷は、相対的にモンゴル政府の行

カーン・カナダ社は、仲裁判断で示された補償額の支払

ゴル政府資産の差押えをアメリカの裁判所に申し立て)をの用意がないときは回収手続(主権免除対象外の在米モン

開始すると配信した。

裁判断決定までの利子の合計とされた。○万ドル、仲裁費用九○○万ドル、二○○九年七月から仲大きく下回り、モンゴル政府が支払うべき補償は、八○○大きく下回り、モンゴル政府が支払うべき補償は、当初の請求額を

二〇一五年七月、パリ控訴院に取消しを申し立てたが、同これに対し、モンゴル政府は仲裁廷の判断を不服として、

院は審理を拒否した。

翌二〇一六年五月、モンゴル側は、

右仲裁判断に従って

められ、相応の補償が実行されたことになる。(了)以上により、外国投資家が主張した間接収用の存在が認

すべての未解決事項を処理するということで、最終的に

カーン側に対して七〇〇〇万ドルの補償金を支払った。